

1 裁判員裁判のありようについて

(1) 裁判員裁判は、これまでの刑事裁判とは以下の点で異なってくると考えられる。

ア 審理において裁判員がその内容を理解することが大前提となることから、当事者の主張・立証面での負担と責任が徹底され、審理が活性化して分かりやすいものとなる。反面、判決の結論は当事者の主張立証活動の影響をより強く受けるものになる。

裁判員と裁判官が対等のパートナーとして評議を行うためには、裁判員が直接法廷で感得したことに基づいてその内容を理解したうえで、評議に臨んで意見を述べてもらう必要がある。これまでの刑事裁判のような膨大な書面を裁判員が読み込むことはおよそ不可能であるし、裁判官が記録を読んでその内容を裁判員に解説するといった方法では裁判官と裁判員が対等な評議を実現することはできない。だとすると、裁判員裁判においては、当事者の主張・立証の負担と責任は従来の刑事裁判よりも重いものとなるはずである。

イ 判決の事実認定については、これまでのように犯行に至る経緯などについて詳細な事実認定をすることは行わなくなり、判決の核心部分である犯罪事実と量刑に重要な影響を与える事実に限定されることになる。

裁判員制度の下で、これまでの裁判と同程度に詳細な審理・評議を行うことは現実的ではない。審理は、犯罪事実と量刑に重要な影響を与える事実と絞られることになる。そして、判決は、そのような審理とそれに基づく評議の結果を反映した要点を絞ったものとなる。

ウ 量刑にも国民の率直な感覚が反映される結果、量刑はある程度の範囲でこれまでよりも幅が広がる。

裁判員制度は、刑の量定に関し、裁判官と裁判員に対等の権限を与えている。その趣旨を端的に言えば、量刑にも国民の率直な感覚が反映されてしかるべきだということである。結果として、個々の事件における量刑が、これまでの裁判官による比較的狭い範囲での量刑相場からはみ出す場合が生じることは、裁判員制度自体が当然予定しているところであると考えられる。もちろん、裁判員制度の下でも、量刑の公平感は重要な考慮要素となる。したがって、裁判員裁判における刑の量定は、同種先例の量刑レンジから大きくはずれない範囲でこれまでよりも幅をもった量刑が行われることになると考えられる。

- (3) 上記のような新しい刑事裁判の姿について国民はどのように考えていただけるであろうか。各委員の御意見をおうかがいしたい。

2 裁判員裁判への参加についての国民の意識について

- (1) 最高裁判所が昨年1月に実施したアンケート調査の結果によると、回答者の6割が裁判員に「参加したくない」又は「あまり参加したくない」と回答している。他方、同調査によると、「あまり参加したくない」と回答している回答者でも、その5割が3日以内の事件であれば参加できる、と回答しているデータがある。

内閣府が昨年12月に実施した世論調査の結果によると、裁判員制度について、①「参加したい」及び「参加してもよい」が20.8%、②「あまり参加したくないが義務であるなら参加せざるを得ない」が44.5%、③「義務でも参加したくない」が33.6%である。このデータは、参加意欲の点のみに注目すると、参加したくないという回答が78.1%（②+③）に上っていることが分かり、他方、参加の有無という点に注目すると、参加が65.3%（①+②）ということになる。

- (2) こうした調査結果を踏まえると、最高裁判所では、数字の上では国民の裁判員裁判への積極的参加意欲はなお低いものの、①裁判員の負担にできるだけ

配慮した選任手続と裁判の運用を徹底し，②仕事など参加への客観的障害を一つ一つ取り除き，③こうした裁判員裁判の現実の運用の姿をできる限り詳しく国民にお知らせしていくことによって，相当多数の国民からの協力が得られるのではないか，と考えている。

- (3) 上記のような最高裁判所の分析は適切か。もし，異なった視点からの分析があるとすればどのようなものが考えられるか。裁判員裁判への参加についての国民の意識についてどのように見るべきか。各委員の御意見をおうかがいたい。